

「事務・事業の在り方に関する中間報告」に関する地方団体調査結果について  
(全国市長会分)

平成14年9月3日

地方六団体

地方六団体では、標記について次のとおり調査を実施した。調査結果の概要は、別紙のとおりである。

1 調査時期 平成14年7月

2 調査対象団体

都道府県 全47団体

都 市 168団体 (政令市12 中核市42 その他114)

町 村 49団体

3 調査内容

- (1) 中間報告全般において、地方分権改革推進会議から示された地方分権改革の基本的考え方や基本的な見直し方針等に対する意見
- (2) 義務教育に関する国と地方の経費負担の在り方の見直しに対する意見
- (3) 公共事業に対する意見
- (4) 産業振興分野に対する意見
- (5) 都市計画、農地等の土地利用制度に対する意見
- (6) その他各分野における国と地方の事務事業の見直しに関する諸課題に対する見直し案の主な項目に対する意見
- (7) 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」における「国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討」する場合についての意見
- (8) 今後の地方分権改革推進会議の審議において、どの事項を優先するかに対する意見
- (9) 地方分権改革と地方行財政改革への取り組みとの関連に対する意見

1 中間報告全般において、地方分権改革推進会議から示された地方分権改革の基本的考え方や基本的な見直し方針等に対する意見（自由記述）について

○ 基本的考え方「分権型行政システムの在り方」に関する意見

（主な意見）

- ・ 住民の目線に立つという分権改革の理念をもとに、住民自治の強化、公私協働の仕組みの構築などについても言及すべきである。
- ・ 地方都市は、自由競争になれば、大都市地域に財政面で太刀打ちできなくなり、これまで構築してきた「均衡ある国土」が崩壊することが危惧される。税財源配分の在り方は慎重に論議してほしい。
- ・ 「国への依存心を作り出している」（P 6 下から 1 行目）とあるが、決して依存心で国へ従属してきたわけではなく、現在の地方分権の波を生かして、現在のシステムの中でも地方は工夫し改善を実行している。

○ 改革の方向「国と地方の役割分担の適正化：ナショナル・ミニマムの達成からローカル・オプティマムの実現へ」に関する意見

（主な意見）

- ・ 合併したくともできない市町村もあり、一方的に三位一体の財源配分の在り方を当てはめると、ナショナル・ミニマム達成の前提を覆し、ローカル・オプティマムの実現はほど遠くなる。
- ・ 国と地方の 2 元論だけでなく、市町村と都道府県間の役割分担についても言及すべきである。
- ・ 行財政基盤の弱い市町村に対し、必要な策を講じ、地域間に極端な生活レベルの差が生じないよう十分な配慮をしたうえで、真に最適な状態の行政を実現できるようにすべきである。
- ・ 地方間で社会資本の整備水準の格差があるので、ナショナル・ミニマムを達成する分野への配慮も必要である。

○ 改革の方向「地方の創意工夫の発揮と知恵とアイデアの地域間競争」に関する意見

（主な意見）

- ・ 地方分権は、国と地方双方にとっての行財政改革の意味も持つ。国がスリムになり、その分、地方が大きくなるのではなく、ともにスリム化する方向を示すべき。

## ○ 改革の方向「地方における自立的な財政運営が可能なシステムの形成」に関する意見

(主な意見)

- ・ 地方交付税の削減論議や、税源移譲の枠組みが見えない現状において、「三位一体の改革」は基礎的自治体にとって大変厳しい内容であると言わざるをえない。
- ・ 財源の乏しい団体は、合併や、それなりの行政水準ということではなく、独自に一定の行政運営が出来るような配慮があるべきである。
- ・ 国庫補助負担金の廃止・縮減と地方交付税による一般財源化では、不交付団体はもとより、交付団体にとっても、必ずしも国庫補助負担金の削減額と同額の交付税が増額されるとは限らず、独自施策のための財源が削減されることになりかねない。
- ・ 地方の権限・責任の拡大と税財源移譲は同時に検討されるべきである。
- ・ 「地方における自立的な財政運営」の名のもとに税源移譲が進められると、税収力の格差を助長してしまう。交付税の財源保障機能・財政調整機能の維持を含めて行うべき。

## ○ 改革の方向「国の決定についての地方の参画の確保」に関する意見

(主な意見)

- ・ 国の大きな力に有機的に対抗可能な発言力が地方に付与されなければ、真の「国と地方の対等協力関係」は実現しない。国の決定について地方の声を聴く機会は、"できる限り"ではなく、"最大限に"確保すべきである。市町村と都道府県との関係においても同様である。

## ○ 事務事業の見直しにあたっての一般的な指針「社会資本整備の役割分担の見直し」に関する意見

(主な意見)

- ・ 国民が等しく社会資本整備のメリットを享受すべき観点からの施策は国の責任において、また、地域特性に応じた独自の施策については、各地域が主体的に取り組むことができる環境整備が必要である。

## 2 義務教育に関する国と地方の経費負担の在り方の見直しに対する意見（選択肢による回答状況）について

### (1) 「負担対象経費の見直し」について

- ア 見直しを実施すべきである。 9.6%
- イ 見直す前提として、義務教育制度の在り方、国の関与の見直し等種々の問題が考えられるので、慎重に検討を行う必要がある。 59.1%
- ウ 共済費の追加費用等負担対象経費の見直しは、地方への負担転嫁になりうるものであり、その種の見直しは今後とも行うべきではない。 27.8%
- エ その他 3.5%

#### ※ 本項目に対する自由意見の例

- ・ 見直すに当たっては適切な税財源措置を同時に行うべきである。
- ・ 地方への負担転嫁を前提とした見直しはすべきでない。
- ・ 広域的自治体と基礎的自治体の役割分担を同時期に整理する必要がある。
- ・ 学校栄養職員、事務職員は必要十分な財源移譲を前提に市町村職員とすべきである。
- ・ 学校栄養職員、学校事務職員等は今後とも配置が必要であり、これらに対する国庫負担金制度は維持すべきである。

### (2) 「客観的指標に基づく定額化、交付金化等国庫負担制度の見直し」について

- ア 見直しを実施すべきである。 6.3%
- イ 見直す前提として、義務教育制度の在り方、国の関与の見直しなど種々の問題が考えられるので、慎重に検討を行う必要がある。 37.8%
- ウ 全国的に必要な教職員を確保し、一定の内容・水準の教育を保障する義務教育制度の趣旨から、教職員給与等の実額を負担対象とする現行の国庫負担制度を維持すべきである。 55.0%
- エ その他 0.9%

#### ※ 本項目に対する意見の例

- ・ 義務教育は憲法で保障された制度であり、客観的指標に基づく交付金化等がなされた場合、地方の裁量により地域間に格差が生じたときなど、教育水準の在り方をどう考えるのか、慎重に検討すべきである。
- ・ 義務教育に関して交付金制度はなじまない。

(3) 「義務教育費国庫負担金の一般財源化等」について

- ア 見直しを実施すべきである。 8.7%.
- イ 見直し前提として、義務教育制度の在り方、国と地方の役割分担の在り方など種々の問題が考えられるので、慎重に検討を行う必要がある。 34.8%
- ウ 全国的に必要な教職員を確保し、一定の内容・水準の教育を保障する義務教育制度の趣旨から、現行の国庫負担制度を維持すべきである。 54.8%
- エ その他 1.7%

※ 本項目についての意見の例

- ・ 義務教育制度そのものを見直すこと抜きに経費負担の方法を論じることは問題である。
- ・ 自治体によっては教育関係予算の削減につながりかねず、慎重な議論が必要である。
- ・ 教育の機会均等及び教育水準の維持向上、税源移譲・権限移譲（学級編制、定数管理）を一体的かつ慎重に検討すべきである。

(4) 「円滑な人事交流を可能とする観点からの教員の給与体系の見直し」について

- ア より弾力的、機動的な教員の人事や処遇が可能となるような給与体系にすべきである。 38.8%
- イ 全国的に必要な教職員を確保し、一定の内容・水準の教育を保障する義務教育制度の趣旨から、国が一定の給与体系を定めるべきである。 53.4%
- ウ その他 7.8%

※ 本項目についての意見の例

- ・ 現行の給与体系をベースにして、教員の職務遂行の成果が正確に給与に反映できる基準とすべきである。
- ・ 教育格差の原因とならないよう、地方の一定の裁量権（教員の意欲や実績・評価を処遇に反映）を確保しつつ、国が標準を定めるべきである。
- ・ 教員と一般職員の人事交流は検討課題として考えている。

### 3 公共事業に対する意見（選択肢による回答状況）について

#### （1）「国庫補助負担事業の廃止・縮減の検討」について

- ア 廃止・縮減を検討すべきである。 44.5%
- イ 国と地方の役割分担のあり方など種々の問題が考えられるので、慎重に検討すべきである。 22.7%
- ウ 全国的に計画的な社会資本の整備を行っていくため、国は地方団体が行う一定の公共事業に対して支援を行う仕組みを維持すべきである。 31.9%
- エ その他 0.8%

#### ※ 本項目（ア、イ）についての意見の例

- ・ 廃止・縮減額に応じた税財源移譲を確実に行うべきである。
- ・ 特に揮発油税等は道路特定財源として確保できる措置を講じる必要がある。
- ・ 必要な税源移譲を行った上で廃止・縮減を検討すべきである。
- ・ 分野によっては、国が支援する仕組みが必要である。
- ・ 大都市と地方都市ではインフラ整備水準に差があるため、一律に廃止するのではなく、調整期間が必要。地方間格差が生じないようにすべきである。
- ・ 収益増に直接つながらない設備更新を控えている分野では、国庫補助等がなされなくなった場合、料金高騰などが懸念され、廃止・縮減は慎重に検討すべきである。
- ・ 国と地方の役割分担の基準を何に求めるのか、全国的に一定の整備水準が達成されたとする場合、水準をどう計るのか検討すべきである。

#### （2）「（1）に関連して、技術力の向上など、地方団体側で必要と考えられる条件（自由記述）」について

#### ※ 主な意見

- ・ 財政基盤の確立
- ・ 職員の専門性の確保
- ・ 事業優先度の客観的判断基準の確立（現状は補助メニューの有無が判断基準）
- ・ 地域ニーズに応じた施策の立案、事業選択能力の向上、事務執行体制と評価・監査体制の充実
- ・ 県と市の役割分担、近隣自治体との調整

(3) 「維持・更新重視の観点を踏まえた公共事業関係長期計画等の見直し」に係る具体的見直し案としての「長期計画における補助事業の在り方の検討」について

- ア 地方が事業主体として実施するものであり、国が行う直轄事業とは性格を異にするものであることから賛成。 83.6%
- イ その他 16.4%

※ 本項目についての意見の例

- ・ 国の関与を極力なくし、交付に要する手続きも簡素化すべきである。
- ・ 地方の創意工夫に沿った設計、構造を重視すべきであり、補助事業による一律の制約を離れた事業実施についても配慮すべきである。
- ・ 国の政策目的実現のための事業は補助事業として継続させるべきである。

(4) 「現行の国直轄事業、補助事業、地方単独事業による公共事業の体系を国直轄事業と地方単独事業により二元化すること」について

- ア 上記の仕組みを考えていくべきである。 43.3%
- イ 国と地方の役割分担の在り方など種々の問題が考えられるので、慎重に検討すべきである。 25.8%
- ウ 全国的に計画的な社会資本の整備を行っていくため、国は地方団体が行う一定の公共事業に対し支援を行う仕組みを維持すべきである。 30.0%
- エ その他 0.8%

※ 本項目（ア、イ）についての意見の例

- ・ 地方への適切な税財源移譲を行った後、二元化すべきである。
- ・ 国庫補助負担制度の利点は利点としてとらえ、緩やかに制度を変えていくべきである。
- ・ 社会資本整備が明らかに低い地方については、国の関与と財源措置が必要であり、公共事業体系は慎重に見直すべきである。
- ・ 市町村と都道府県についても責任分担を明確にすべきである。

#### 4 産業振興分野に対する意見（選択肢による回答）について

##### （１）「協同農業普及事業交付金の一般財源化」について

ア 見直しを実施すべきである。	48.1%
イ 慎重に検討すべきである。	42.6%
ウ その他	9.3%

※ 本項目についての意見の例

- ・ 一般財源化により現員の普及員の確保ができるか懸念される。
- ・ 食糧政策につながる農政は、国家の基本政策であり、慎重に検討すべきである。

##### （２）「農業委員会交付金の一般財源化」について

ア 見直しを実施すべきである。	40.4%
イ 慎重に検討すべきである。	48.6%
ウ その他	11.0%

※ 本項目についての意見の例

- ・ 地方に十分な財源措置を講じる必要がある。
- ・ 交付税措置は不交付団体にとっては交付金のカットとなるため、とるべきではない。
- ・ 農業委員会は農業地域の土地利用調整等に重要な役割を果たしている。一般財源化に当たっては、農業委員会の運営費となるような確実な交付または財源の移譲が必要である。
- ・ 農業委員会は、市町村財政の状況に左右されないよう、一定の財政基盤を持つ必要があり、交付金制度は不可欠である。

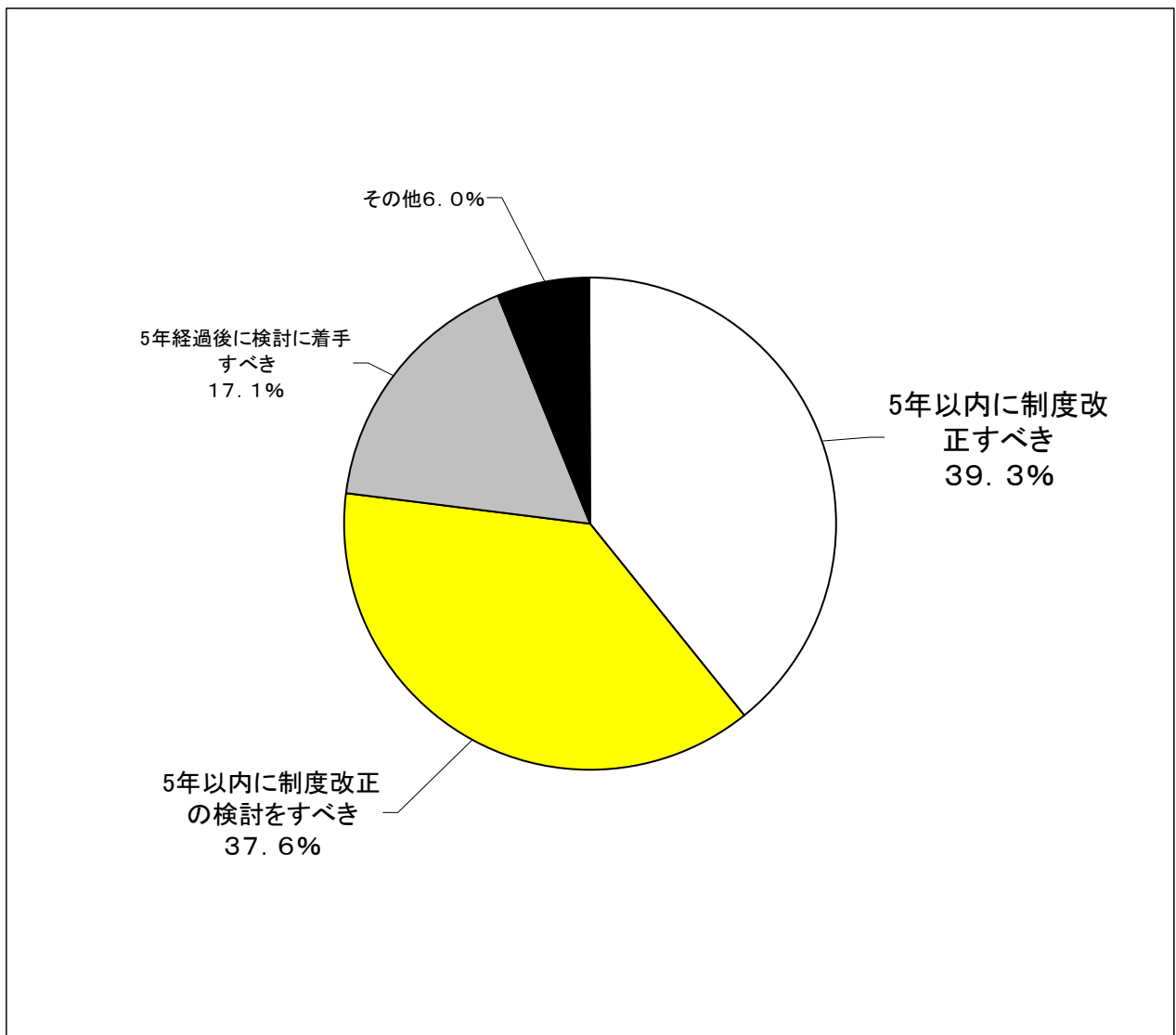


5 都市計画、農地等の土地利用制度に対する意見（選択肢による回答状況）について

- ア 都市計画及び農地転用等に係る残された事務・権限の移譲について直ちに検討に着手し、  
前回制度改正から5年以内に新たな制度改正を行うべきである。 **39.3%**
- イ 制度改正から5年以内に、定着状況を見定めつつ制度改正の検討を行うべきである。 **37.6%**
- ウ 制度改正から5年経過後に定着状況を確認の上、検討に着手することとする。 **17.1%**
- エ その他 **6.0%**

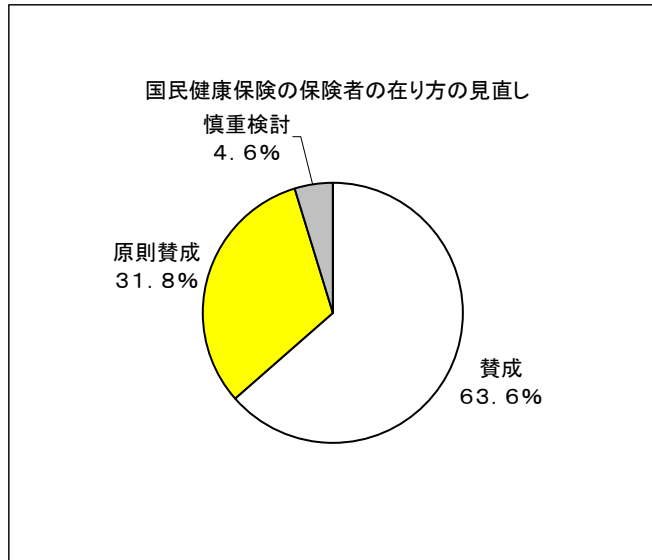
※ 本項目についての意見の例

- ・ 土地利用については、自治事務として市町村の自己決定・自己責任に任せるべき。  
フォローアップをできるだけ前倒しで行い、早期に制度改正を行うべき。
- ・ 農地転用許可については直ちに検討に着手すべきである。

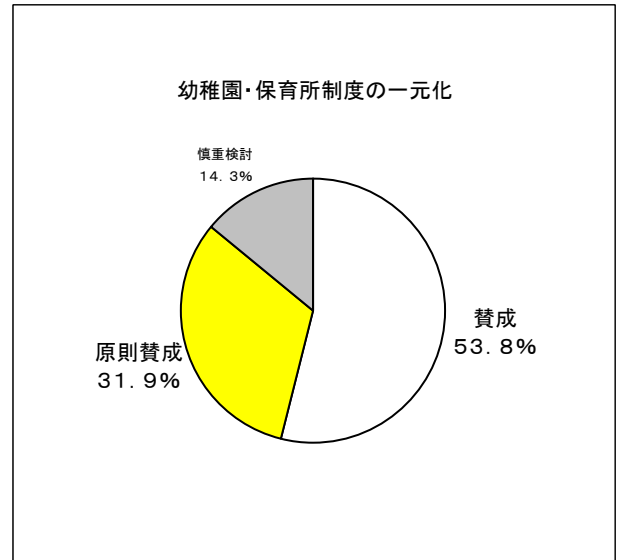


6 その他各分野における国と地方の事務事業の見直しに関する諸課題に対する見直し案の主な項目に対する意見（選択肢による回答状況）について

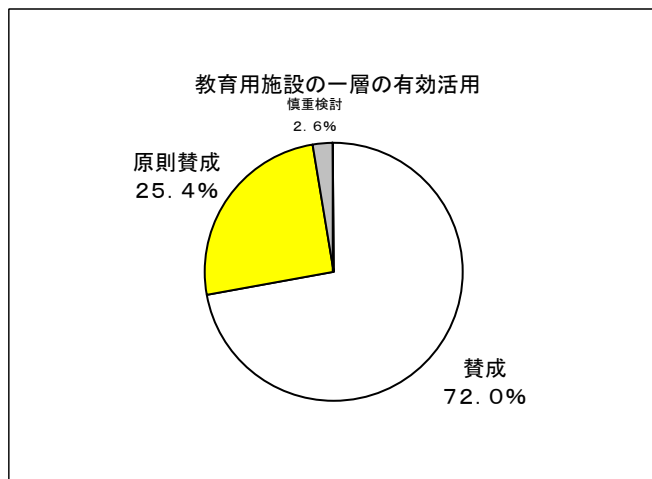
1



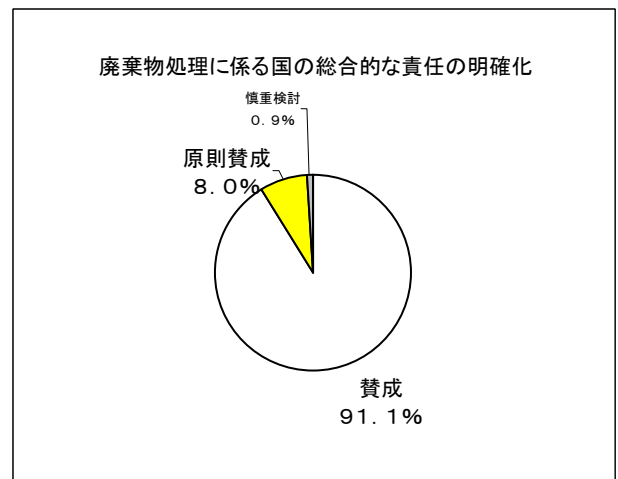
2



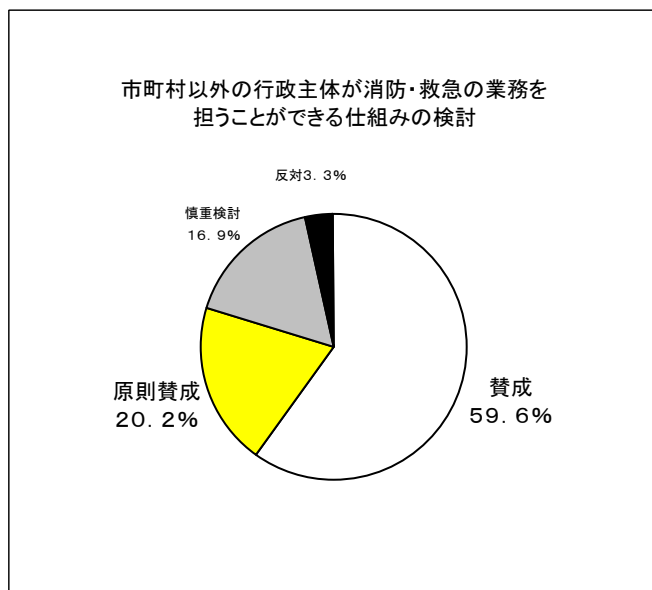
3



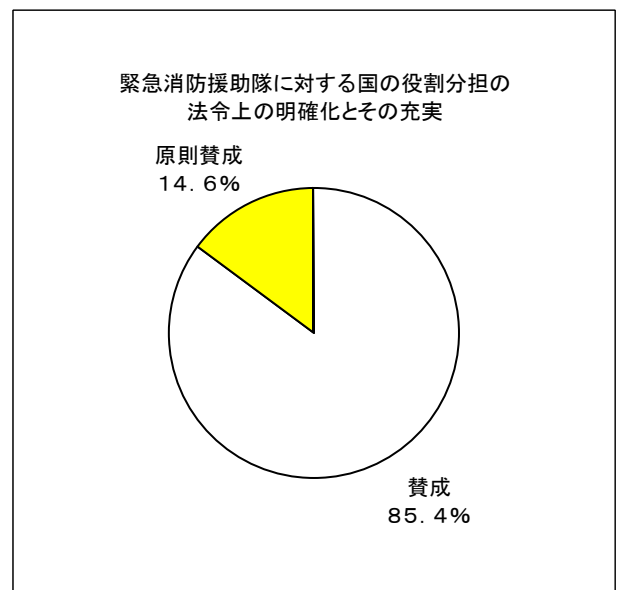
4



5



6

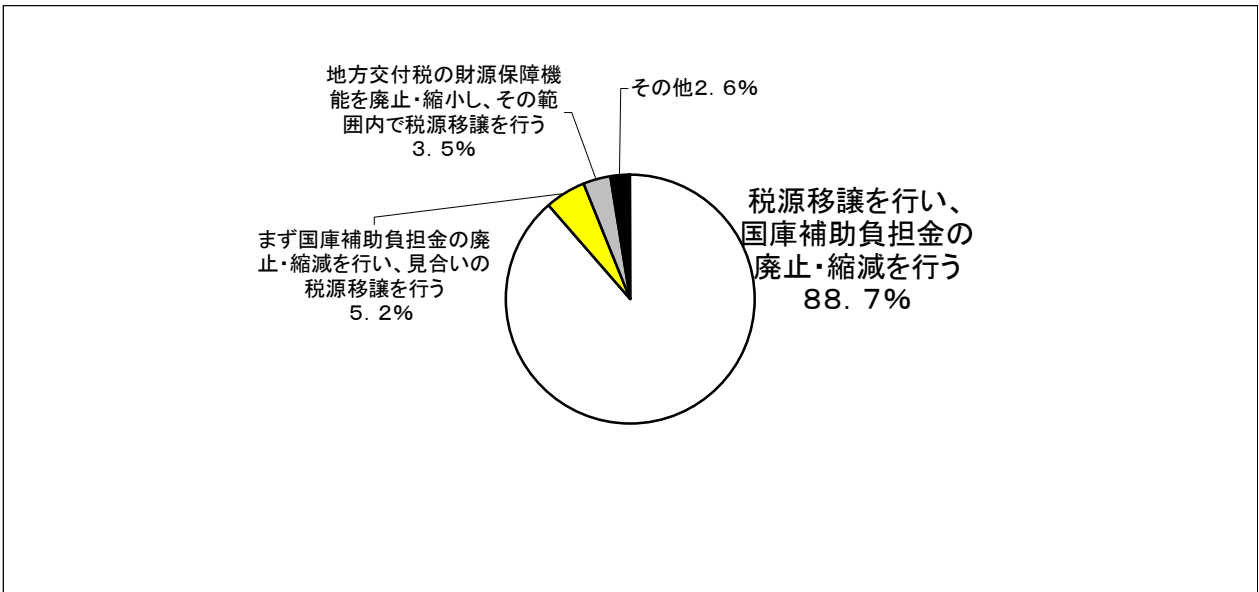


7 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」における「国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討」する場合についての意見（選択肢による回答状況）について

- ア 地方の歳出規模と地方税収の乖離を縮小するために、まず、それに必要な税源移譲を行い、それと併せて、それに相当する額の国庫補助負担金の廃止・縮減を行う。 **88.7%**
- イ まず、国庫補助負担金の廃止・縮減を行い、その中から、地方にとって必要な事業を把握した上で、その見合いの額について税源移譲を行う。 **5.2%**
- ウ 国に財政的に依存している状況から脱却するため、地方交付税の財源保障機能を廃止または縮小し、その範囲で税源移譲を行う。 **3.5%**
- エ その他 **2.6%**

※ 本項目についての意見の例

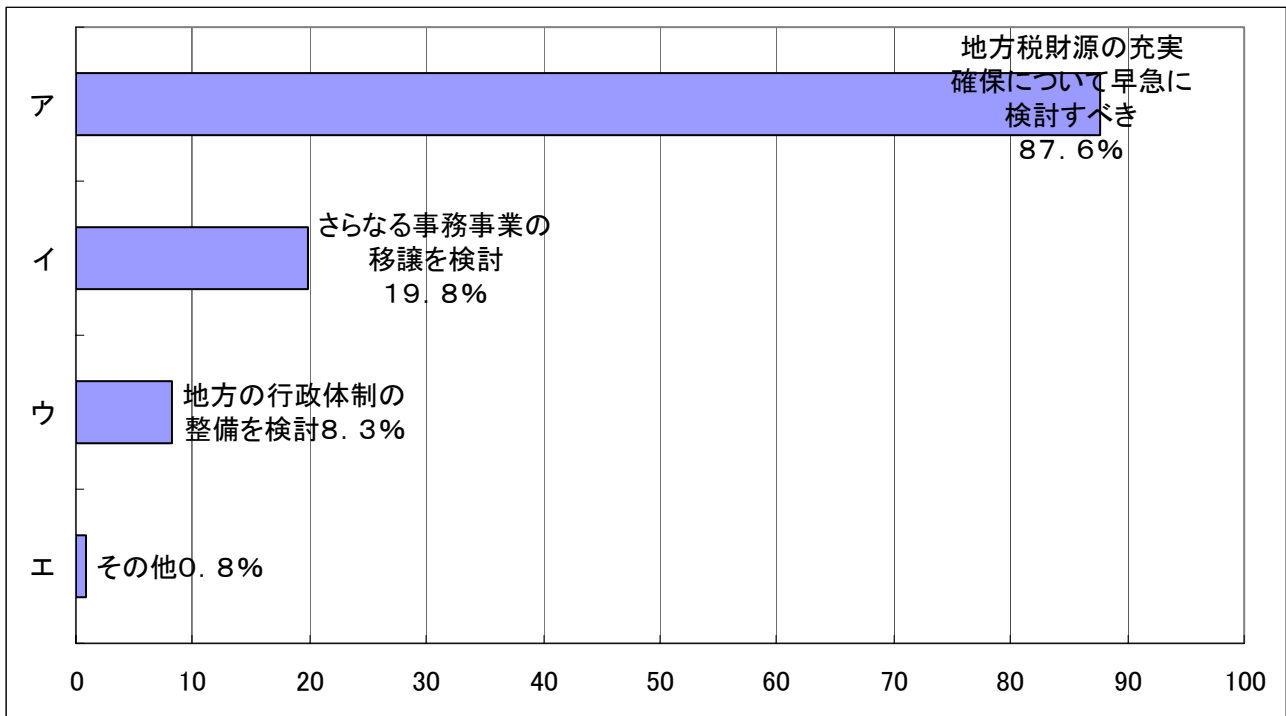
- ・ 地方分権一括法の施行から2年以上が経過したが、税財源の移譲については進展がない状況であり、所得税から住民税、消費税から地方消費税等、抜本的な税制改革を早期に進め、地方分権の基盤となる地方税源の充実強化を早急に図るよう要望する。
- ・ 国庫補助負担金や地方交付税制度の見直しにあたっては、一方的な削減を行うことなく、地方税財源充実の観点に立ち、地方財政の運営に支障を来たさない形で行うことが必要と考える。
- ・ 国庫補助負担金、交付税の見直しはやむをえないが、必要な税源移譲を行うとともに、地方自治体の意見を十分聴取した上で行うよう、強く要望する。
- ・ 税源移譲が実施された場合においては、地域間の税源の偏在により、税収格差が拡大される。そのため、地域間格差是正のための所要の財政調整は必要である。



8 今後の地方分権改革推進会議の審議において、どの事項を優先するかに対する意見（選択肢（複数回答可）による回答状況）について

- ア 第1次分権改革の残された最大の課題である税源移譲等による地方税財源の充実確保方策について早急に検討を開始する。 87.6%
- イ 国と地方の役割分担のあり方を踏まえた、さらなる事務事業の移譲を検討する。 19.8%
- ウ 市町村合併や行政改革等地方の行政体制の整備を検討する。 8.3%
- エ その他 0.8%

※ 数値は当該選択肢を選択した団体の占める率を示し、計は100に符合しない。



9 地方分権改革と地方行財政改革への取り組みとの関連に対する意見（選択肢による回答状況）  
 について

- ア これまでも、国に先がけ行財政改革に積極的に取り組んできたが、今般の地方分権改革により、地方で自主的に取り組める分野が拡大し、職員の意識も変わってきており、今後も不断の努力を続けていく。 **31.6%**
- イ いまだに国の様々な制約があるが、今般の地方分権改革により、地方で自主的に取り組める分野が拡大したところであり、今後も行財政改革の努力を続けていく。 **52.6%**
- ウ いまだに国の様々な制約があるため、地方の努力だけでは行財政改革を進めることには限界がある。 **14.0%**
- エ その他 **1.8%**

※ 本項目についての意見例

- ・ これまでも、行財政改革に積極的に取り組んできたが、今回の中間報告では、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に増大する方向が示されていることから、今後の地方分権改革の成果を生かし、より主体的に行財政改革に取り組んでいく。
- ・ 従来から行財政改革に取り組んでおり、今後も続けていくが、地方分権時代にふさわしい行政運営ができるよう更なる分権改革を進めるべきである。

